

国民衛兵組織化に関する一七九一年十月十四日法について

一七九二年二月二十八日付け内務大臣書簡をとおして

後期博士課程二年、高田浩介

はじめに

一七八九年七月一三日に成立したパリのブルジョワ警備団 (milice bourgeoise) は、ラファイエットによって、国民衛兵 (garde nationale) へと名付けられたとされる^三。これが、一八七一年のパリコミューンまで存続することになる国民衛兵誕生の瞬間である。

国民衛兵とは、当初、国民議会において治安の維持、穀物の自由な流通を監視するための組織として認められ^四、いくつもの法令を経て、国民衛兵の組織化に関する一七九一年十月十四日法をもつて制度的な確立をみたことはよく知られている^五。ただ、その内容については、これまでの先行研究の中で十分に検討されてきたとは言い難い^六。ジョルジュ・カロによる研究や国民衛兵成立の過程を議事録によって追いかけたフロランス・ドヴェンヌの研究でも詳細に検討されてはいなかった^七。そこで、本稿では、一七九一年十月十四日法の実施状況について各県の県執行部に宛てて尋ねた、一七九二年二月二十八日付け内務大臣書簡^八をとおして、一七九一年十月十四日法を検討したい。

このような方法をとるのは、一七九一年十月十四日法が、全部で百十条からなるかなり大部な法令で、この紙面ですべてを取り上

げ検討することが困難であるという理由だけでなく、革命当時、政府が国民衛兵をどのような組織にしようとしていたのか、という点を知る上でも、内務大臣からの書簡は興味深い内容だからである。

本稿は、まず一七九一年十月十四日法成立の背景と、内務大臣書簡が書かれることになった背景ついて整理した後、内務大臣書簡の内容を検討し、一七九一年十月十四日法の条項と照らし合わせた上で、当時の政府の目指した国民衛兵について明らかにしたい。

第一節 一七九一年十月十四日法成立および内務大臣書簡の背景

まず、一七九一年十月十四日法成立の背景と内務大臣書簡の日付一七九二年二月二十八日という時期について簡単に整理したい。これらの背景にあるのは、革命の進行に決定的な影響を持つ諸事件の発生や議会における軍隊を巡る議論である。とりわけ、革命の進行と国民衛兵関連の法令がどのような関係にあるのか国民衛兵に関する法令数の変遷をもとに明らかにしたい。

筆者の整理によれば、一七八九年七月より一七九九年まで、国民衛兵に関連して議会より出された法令数はおよそ二百九十一にのぼる^九。本稿末尾のグラフおよび表では国民衛兵に関する法令数の変遷を知ることができる。一見して明らかのように、一七九二年を頂点として以後急速に関連諸法令数は減少するが、とりわけ、一七九一年と九二年に集中して法令が出されていることがわかる。では、

一七九一年と九二年とは、どのような年であったのだろうか。

一七九一年と九二年は革命の進行に決定的な影響を持った年である。一七九一年六月二一日に発覚した国王一家のヴァレンヌ逃亡事件、それに続く、共和国樹立に向けた運動の高揚とそれにともなう、七月一七日のシャン・ド・マルスの虐殺、八月二七日の神聖ローマ帝国皇帝レオポルト二世とプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム二世によるビルニッツ宣言、それが引き起こす開戦議論、そして一七九二年四月二〇日、立法議会による、皇帝フランツ二世への宣戦布告、とこのように、フランスが共和国樹立、そして、戦争へと歩みを進めるまさに転換点となる時期が一七九一年と九二年であった^十。

さらに、このような諸事件に加えて、革命当初より議員たちの懸念材料であった軍隊の再建問題が継続的に議論されていた。議論の背景となったのは、一七八九年以来の国王軍の解体とよばれる現象^{十一}で、多くの士官の亡命^{十二}によって、軍隊は著しく混乱していたことが知られている。そんな中、革命当初より、「公の武力 (la force publique)」に関する議論が議会でなされ、国民衛兵もまた、治安維持を担う「公の武力」として位置づけられていた。そして、一七九一年憲法第四編「公の武力」第三条において、「国民衛兵は、軍隊の形をとらなければ、国家における機構でもない。それは、公の武力の義務に求められた市民たち自身である。」と規定された^{十三}。このように、国民衛兵は軍隊としては考えられていなかったものの、国民衛兵を巡る議論はもちろん、軍隊再建問題とも関連

している。とりわけ、一七九一年六月一三日に可決された国民義勇兵^{十四}に関する法令は、各県ごとの国民衛兵の二十人に一人の割合で、国民義勇兵に投入することを定めていた。よって、立法議会における、一七九一年十月二十日のブリソによる亡命貴族を支援する列強に対する開戦の議論から一七九二年四月二十日の宣戦布告、この期間の前後に、国民衛兵に関する法令が頻出するもの以上のような理由によることは間違いないであろう。

このような背景の中、一七九一年十月十四日法は制定された。先にも述べたとおり、この法令は、百十条からなる大部な法令で、これ以前の法令数が百前後あることから、それらの集大成であることは明らかであり、次のように全部で五節と総則二条に整理されている。第一節「市民名簿の作成について」は全部で十八条、第二節「国民衛兵のための市民の編成について」は全部で三十七条、第三節「国民衛兵として務める市民の役割について」は全部で二十一条、第四節「国民衛兵の職務実施の順序について」は全部で十三条、第五節「国民衛兵として務める市民の守るべき規律について」は全部で十九条、最後に、国民衛兵の指揮官、ならびに法令を実施する各市町村の責任について言及した総則の二条となっている。そして、一七九一年十月十四日法以降の国民衛兵に関連する法令は、その多くがその修正または追加といった形をとる^{十五}。

その一七九一年十月十四日法の実施状況を調査するべく、各県執行部に宛てて出されたのが、一七九二年二月二八日付け内務大臣書簡である。この書簡が出されることになった経緯は、一七九二年

二月十五日の立法議会議事録から知ることができる。フランス東部の町メスでは、一七九一年十月十四日法の実施が思うように進まず、議会は一七九二年二月十三日に陸軍大臣に問題となつてゐるメスだけでなく、王国全体で国民衛兵の組織化を妨げる原因を早急に議会に知らせることを求めていた^{十六}。ところが、二日後の二月十五日に、陸軍大臣ナルボンヌがその任にないことを述べ、さらには、軍事委員の一人がメスでは国民衛兵の組織化問題が解決しつつあることが報告された。よつて、メスではどのような問題が国民衛兵の組織化を妨げていたのか我々は知り得ないが、その報告によつて、議員、ケロン＝ラ＝ブリユイールによつて、国民衛兵の組織化を促進するために、内務大臣が県の執行部に回状を書いたらどうかと提案された^{十七}。議事録には、提案は実施されなかつたとあるが、実際には、以下、その内容を見るとおり、内務大臣は国民衛兵の組織化の実施状況を問い、一七九一年十月十四日法の要点を説明する二月二十八日付の書簡を書いている。

以上が、一七九一年十月十四日法の成立および、書簡が書かれることになる背景である。あらためてその背景をまとめると、それは革命の諸事件の影響とそれが原因で開戦にいたる過程である。よつて、フランスは一七八九年以来議論が続けてきた「公の武力」の定義と実際の整備を急いで進める必要に迫られ、また、メスなどにおいて、国民衛兵の組織化が進んでいないことが議会に認知されると、組織化を進めるべく内務大臣が書簡を各県の執行部に宛てて対応することとなつた。

それでは、書簡はどのような内容であつたのだろうか。次の第二節で書簡の全文を紹介しつつ検討していく。

第二節 一七九二年二月二十八日付け内務大臣書簡

まず、この書簡の全文を紹介する前に、この史料について若干補足をしておきたい。筆者が利用したのはエロー＝県文書館のものである。この史料を含むシリーズ1743番の史料は、一七九一年十月十四日法適用に関連する資料で、本書簡を含め、多くの手紙や国民衛兵数の報告、県下のディストリクト、カントンの議事録など関連する史料である。これらの史料を総合すると、モンペリエでは三月八日^{十八}にこの書簡を受け取っており、翌日にはそれぞれの自治体に配布されたようである。では、以下、本書簡の全訳をまず掲載する。

パリ 一七九二年二月二十八日 自由の年四年目

国民衛兵の組織化に関する一七九一年十月十四日法は、同月二十八日に県執行部に送付されました。一七九一年十月十四日法は、立憲議会がこの重要な主題について継続的に出してきた様々な法令を含んでいます。その実施は、一般条項と題する本法令の総則第二条にもとづき、あなたがた県執行部に、特に託されています。本法令が

届けられて以来、あなた方は常にそれに取っかかりきりであるに違いないと思います。本法令の第一節、一条、五条そして十一条にもとづき、市町村は市民の登録を受け付けて、この登録名簿を作成し、デリストリクトの執行部に届けたことでしょうか。

国民衛兵の編成に関する第二節十五条と十六条は、市町村に中隊の編成を目標とした作業を続けさせ、ついで、その結果をデリストリクトの執行部に送ることを定めています。第二節の他の条項は、カントンによる大隊の編成やデリストリクトによる軍団の編成、将校の選挙、王国全土で同じでなければならない制服、国民衛兵とは別の武装したすべてのブルジョワ部隊の廃止、これらに関して定められています。

国民衛兵の役割に関する第三節十六条は、国民衛兵が一年のうち五ヶ月間行う軍事演習や訓練について規定しています。同十七条は、国家が市民に供与した武器の保管を国家に保証することを目的としています。

国民衛兵の規律に関する第五節十五条はそれぞれの大隊に規律会議の設置を命じています。

執行部の皆さん、以上が、一七九一年十月十四日法の主要条項であり、速やかに実施されるべき法令です。あなた方はすでに、これらをデリストリクトに強く求め、デリストリクトから、市町村に対して実施を勧めたことでしょうか。県執行部は、この点に関して、絶えず実施の状況を知らせるよう努めなければなりません。そして、国民議会において、可能な限り速やかに、一七九一年十月十四日法

の実施の状況について説明できる状態にあるように、私にたいしても法令実施の状況を知らせるようお願いいたします。同様に、区ごとのそれぞれのデリストリクトにおいて、国民衛兵の役目に登録した市民の数を私に知らせてください。

この書簡には、同書簡の複写五十通があります。これらの配布についてはあなた方のご判断にお任せします。

内務大臣

カイエード・ジェルビル

以上が、書簡の全訳である。短い書簡だが、ここから得られる情報は重要である。まず、書簡の概略といくつかの用語の説明から始めたい。

冒頭の日付の「自由の年四年目」という表現だが、当時の公的文書、書簡などで頻繁に用いられる表現である。つまり、一七八九年を自由の始まった年として、そこから何年目かという意味で用いられる。そして、書簡の最後に、「同書簡の複写五十通」とあるが、実際に、筆者はエロー・県文書館において複写の残りを確認した。このような法令実施のための周到な準備は、国民衛兵の組織化が重要な課題であったことを伺わせる。

本書簡は、各県の執行部に宛てて書かれたものだが、当時、県は、その下に、デリストリクト、カントン、市町村という下位行政区分に分けられていた。つまり、県は、いくつかのデリストリクトによつ

て構成され、ディストリクトはいくつかのカントン、市町村よりなるというわけである。そして、県とディストリクトはそれぞれ執行部会という主に法令の実施に当たる組織を有し、内務大臣からの書簡のように、法令実施の実務にあつたのである^{二十一}。

さて、書簡はまず、一七九一年十月十四日法の概略から説明し百十条もある同法令を手際よくまとめている。また、それは、同法令において、もつとも重要なものと判断された条項の確認でもあつただろう。そして、次に、その実施を求め、さらに同法実施の状況ならびに、国民衛兵に登録した市民の数を内務大臣に知らせるようにと指示して終わっている。

では、具体的に、一七九一年十月十四日法のどの条項が書簡で取り上げられたのだろうか。以下、一七九一年十月十四日法の各節ごとに整理していく。

前節で同法令の背景について述べた箇所、一七九一年十月十四日法が、全五節と総則二条からなることはすでに述べたが、本書簡では、第四節については一切触れられていない。それは、第四節の内容が国民衛兵の普段の役目である警邏実施についての規定^{二十二}で、まずは、国民衛兵の組織化が重要な課題であつた当時の状況から見れば、重要視されなかつたことは当然だろう。

書簡ではまず、一七九一年十月十四日法の実施が県以下の行政側の責任であることに注意を促している。前節において、陸軍大臣ナールボンヌが、国民衛兵組織化の問題を報告する任にないと議会で話したことについては触れたが、その際に、彼は、それが、行政権の

役目だとのべ、周囲の議員からも同様の声があつたことを議事録は触れている^{二十一}。

次に、第一節、一条、五条そして十一条をとりあげ、市民の国民衛兵への登録と登録簿の作成について触れている。当然ながら、これは国民衛兵の組織化にあつたては一番の重要課題であつただろう。前節で、メスにおける国民衛兵組織化の問題に触れたが、一七九二年二月十五日の議事録で、「国民衛兵として働きうる個人の数を知らるためにはおおよその計算で行うよりなかつた^{二十二}」とメスの国民衛兵組織化の作業の様子を委員の一人が述べていたが、このように、一番の問題は、登録簿の作成であつたのかも知れない。確かに、登録簿の作成は大変な仕事であつただろう。例えば、モンペリエの市文書館でみることのできる登録簿も三千人近い市民の氏名、年齢、職業、住所、さらには、特記事項として、身体障害を持つ人物などがいればその点記載されていた。これらを管理、作成するのは容易ではなかつただろう^{二十三}。

次に、国民衛兵の編成に関する第二節について書簡は説明している。特に十五条と十六条について触れているのは、これらが、国民衛兵編成の基礎単位となる重要な条項だからだろう。十五条は、「カントンにおいて最初の中隊を組織するために、市町村の長または助役は当地の名士一人をともなつて、能動市民とその息子の登録名簿を持つてカントン庁所在地に集まる。彼らは、中隊の数と編成についてみんなの合意で取り決め、その結果をディストリクト執行部に送る。そして、ディストリクト執行部は中隊の配分を決定し、それ

を県執行部に知らせる^{二四}とある。このように、各市町村から集められた名簿によつて、まず、カントン単位で中隊が編成されたあと、ディストリクトで新たに大隊に編成されそれが県執行部に伝えられるという国民衛兵編成の流れが確認できる。そして、十六条では、そのようにして編成された中隊の士官を選挙で選ぶことが定められている。また、内務大臣書簡は、第二節の他の条項として「カントンによる大隊の編成やディストリクトによる軍団の編成、将校の選挙、王国全土で同じでなければならぬ制服、国民衛兵とは別の武装したすべてのブルジョワ部隊の廃止」を取り上げている。例えば、制服についての規定は、一七九一年十月十四日法の二十四条から二十六条までであり、「国王の青でめられた燕尾服に白地の裏打ち、緋色の縁飾り・・・^{二五}」と非常に細かく規定されていて興味深い。ブルジョワ部隊の廃止については、同二十八条で「旧ブルジョワ警備団は・・・いかなる形式、任命によるものでも、廃止される^{二六}」と規定され、さらに続く二十九条でも「現在、国民衛兵として活動中の市民は、新たな国民衛兵の編成が終わるまで続けられる^{二七}」とある。このように一七九一年十月十四日法によつて国民衛兵があらたに全国的に編成し直されるという点は重要である。国民衛兵は決して全国一律の組織ではなく、シオルジュ・カロやロジエ・デュピュイが指摘しているように、地方の政治的現実に応じた様々な問題を抱えていた^{二八}。この一七九一年十月十四日法の実施によつて、かつてのブルジョワ部隊、およびすでに活動していた国民衛兵とあらたに編成される国民衛兵との関係は興味深い問

題である。

次に国民衛兵の役割に関する第三節の十六条と十七条があげられている。三節の中でもとくにこの二条が選ばれたのは、当時の「民兵組織はプロフェッショナルな正規軍に太刀打ちできない^{二九}」という軍事常識上の問題があつたからだろう。この点を指摘した竹村厚士はさらに「市民であるべき義勇兵において、こうした正規軍への接近（つまり軍事組織化）という動きがあつたことは、従来の研究ではほとんど無視されている^{三〇}」としているが、国民衛兵でさえも、竹村厚士のいう、軍事組織化という動きのなかにあつたことを、この十六条と十七条は裏付けるものであり、それがさらに、内務大臣書簡によつて取り上げられているという点は、国民衛兵の基本的な性格、すなわち九十一年憲法の国民衛兵は軍隊ではないという規定には反するものの、すくなくとも、当時の内務大臣は国民衛兵の軍事的価値というものを高めることを重視していたといえるだろう。さらには、国民衛兵すなわち武器を取った市民という従来の国民衛兵像を考え直すためにも、このような点から国民衛兵を研究し直すことには意味があるように思われる^{三一}。これは、決して、一七九一年十月十四日法だけを見ては、当時の国民衛兵の実態は把握できないことを示唆してもいる。

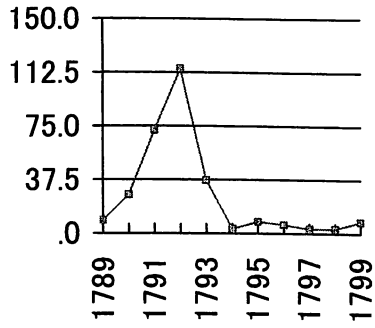
最後に、第五節十五条による「それぞれの大隊に規律会議の設置」がとりあげられている。規律会議とは、同節十六条および十七条によれば、部隊内部の規律の問題について話し合うための会議^{三二}であり、第三節四条にもあるように、国民衛兵による「国家、県、ディ

ストリクト、市町村の事件に関するすべての討議は・・・公的自由を侵害し憲法に対して違反する^{三十三}とされて、国民衛兵が集まったの討議が禁止されているため、部隊内部の規律の問題に関しては、このような討議の機会を持つことができるという例外の措置であることがわかる。このような規定は、国民衛兵が議会の意に反して政治的に活動することを防止するための措置だろう。そもそも、さきのブルジョワ部隊と旧国民衛兵の廃止もまさに、同じ目的であり、内務大臣による国民衛兵の政治的自立化を阻止するための条項の同書簡による確認は、一七九一年十月十四日法の主要な目的が、まだ成立していない国民衛兵の組織化というよりは、すでに存在していたブルジョワ部隊、国民衛兵の廃止ないし再編による国民衛兵の脱政治化にあったのではないかと考えさせる。しかし、蛇足ながら、国民衛兵の脱政治化がうまく機能したようには思えない。なぜなら、国民衛兵は市町村の政治に大きな影響力をもつ政治結社と密接な関係にあり、この政治結社との関係を抜きにしては、国民衛兵の脱政治化はかなわぬであろう。日本でも竹中幸史によってルアンの政治結社が検討されているが^{三十四}、国民衛兵との関係に焦点を当てた研究、さらにいうなら、国民衛兵を検討し直すために政治結社に着目した研究はまだないのが現状である。

おわりに

以上、一七九一年十月十四日法を一七九二年二月二八日の内務大臣書簡を通して検討した。これによって、一七九一年十月十四日法の単なる国民衛兵組織化を巡る法制史上の重要性だけでなく、議会がこの法令によって目指したものの、つまり、国民衛兵の脱政治化という問題が見えてきたのではないだろうか。この点をより深く検討するには、先に述べた地方の政治結社と国民衛兵の関係を検討する必要があるだろう。また、当然、法令だけでは国民衛兵の実態は見えてこないのだから、一七九一年十月十四日法の実施状況を当時の内務大臣のように調査し、単に一都市、一地方のみならず、同法令の全国的な実施状況を展望する必要があるだろう。ロジェ・デュピュイによる、国民衛兵の地方の政治的現実に応じた多様性という指摘を鑑みると、フランス全体を展望してたった一つの国民衛兵像にたどり着くことは難しいように思えるが、一七九一年十月十四日法という一つの基準をもとに比較検討すれば、ティモシー・タケットが明らかにしたような聖職者市民基本法への宣誓の有無でフランス革命像を豊かにした研究^{三十五}のように、新たなフランス革命史像が見えてくるかも知れない。

一七八九年から一七九九年までの国民衛兵に関する法令数変遷グラフ、表



表

年	法令数
1789	9
1790	27
1791	72
1792	115
1793	37
1794	3
1795	8
1796	6
1797	3
1798	3
1799	8
合計	291

一 Milice bourgeoise は「民兵」と訳られることもあるが、本稿では、

六

なお、国民衛兵研究そのものの遅れもしばしば繰り返し指摘された。二〇〇五年三月にレンヌ大学で国民衛兵についての研究集会

五

略す。

四

ambiguë, L'Harmattan, 2001, p.43.

三

CARROT, Georges, *La Garde Nationale (1789-1871). Une force publique*

二

Garde nationale は「国民軍」と訳られる場合もあるが、本稿で以下説明するように、徴兵制のちうな、すべての国民が一律に参加した軍隊ではないので、「国民衛兵」の訳語をここでは選択する。

こちらには、ブルジョワ部隊と訳した。

の組織として、革命期には、troupe bourgeoise という名称もある。

訳語からブルジョワという名称が消えることや、また、完全に兵士とも言い難い点から、ブルジョワ警備団と訳した。以下、同様の組織として、革命期には、troupe bourgeoise という名称もある。

七

を組織した一人、セルジュ・ビランキは、「この制度に関する歴史叙述の空白」として表現している。 *La Garde nationale entre nation et peuple en armes Mythes et réalités, 1789-1871*, sous la direction de Serge BIANCHI et Roger DUPUY, PUR, 2006, p.7.

八

CARROT, Georges, *idem*, DEVENNE, Florence, "La garde nationale : création et évolution (1789-août 1792)", *Annales historiques de la Révolution Française*, N°283, 1991, p.49-66. なお、このような研究の欠如は、一七九一年十月十四日法制定時、なんの議論も議事録に見られないためであろうか。同法は、一七九一年九月二十九日、議会で憲法委員会の名の下に、ラボー・サン・テティエヌによって提案され、ただ、可決されたわけではない。 *A.P.*, tome 31, p.625 et 632. おそらく、同法自体が、先行諸法令を総合したものであったためであろうか。よって、同法そのものに関する議論を知ることは、各条項が成立した時期の議論を追いかけることと同法成立の背景に迫ることはできるであろう。これは、今後の課題である。一七九二年二月二十八日付内務大臣書簡は、エロー県文書館シリーズ174四四のもの参照。 Lettre écrite par le Ministre d'Intérieur, le 28 Février 1792, aux Directoires de Départemens du Royaume., Archives départementale de l'Hérault Série L 1744.

国民衛兵に関する先行研究でこの書簡にふれたものはなかったが、国民議会の調査を統計的に分析した、イザベル・ゲガンの論文で、軍事に関する調査の一つとして数えられている。ちなみに、一七八九年から一七九五年まで、国民議会が軍事について

九

行った調査は、全調査四四一件のうち二十七件で、全体の六、二二パーセントであった。 GUEGAN, Isabelle, *Inventaire des enquêtes administratives et statistiques 1789-1795*, édition de C.T.H.S, 1991, p.17 et 172-173.

十

国民衛兵の法令数は、議事録、法令集、先行研究などによりきりぬた。あくまで、概数であり、より正確な数と国民衛兵関連諸法令の整理は今後の課題である。議事録は以下のもの、MAVIDAL Jérôme et LAURENT Émile (dir.), *Archives Parlementaires de 1787 à 1860. Recueil complet des débats législatifs et politiques des chambres françaises, 1ere série (1787 à 1799)*, Paris, P. Dupont, 1867. 法令集は、DUVERGIER Jean-Baptiste (dir.), *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens, avis du Conseil-d'État : de 1788 à 1836 inclusivement par ordre chronologique...* continuée depuis 1836, et formant un volume chaque année, Paris, A. Guyot et Scribe, 1824-1949.

RONDONNEAU Louis, *Table générale par ordre alphabétique de matières, des lois, sénatus-consultes, décrets, arrêtés, avis du Conseil d'État, etc. publiés dans le Bulletin des lois et les collections officielles depuis l'ouverture des États Généraux, au 1er mai 1789, jusqu'à la restauration de la monarchie française, au 1er avril 1814...*, Paris, Roudonneau et Dœde, 1816, 4 vols. 先行研究は、シヨルジュ・カロおよびフロランヌ・ドウエヌの前掲書を主に参照。

それぞれの諸事件の日付は、シャックゴテシヨ著、瓜生洋一ほか訳、『フランス革命年代記一七八七—一七九九』、日本評論社、

- 一九八九年より。なお、一七九一年六月から九月にかけての四ヶ月間で、国民衛兵に関連する五五の法令が出されている。この期間にこれだけの法令が集中しているのは、国王逃亡事件などの影響とみて間違いないだろう。
- 十一 例えば、ジャック・ゴティシヨは次のように述べる。「パリを包囲していた部隊の離脱ののち、七月一日、国王軍の解体は、(反革命的) アリストクラート士官と(愛国的)兵士のあいだの断絶を強めた。」
Godechot, Jacques, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, PUF, 1998, 5ème. Éd., p.130.
- 十二 ジャン＝ポール・ベルトーは、「一七八九年から一七九三年の春までにおこった将校の亡命は、以前よりも著しく、下士官に昇進への道を開き、平民の士官への道を開いた」とし、*「わらわ」*。Bertrand, Jean-Paul, et al., *Atlas de la Révolution française 3. L'armée et la guerre*, édition de l'E.H.E.S.S., 1989, p.25 et 26.
- 十三 *Les Constitutions de la France depuis 1789*, présentée par Jacques Godechot, éditions corrigées et mise à jour par Hervé Raupin, 2006, p.63.
- 十四 国民義勇兵は、*la garde nationale volontaire* と呼ばれる。だが、国民衛兵と同じではない。議事録では、議員たちはしばしば、国境の国民衛兵という表現で国民義勇兵のことをいっている。義勇兵については、竹村厚士、「義勇兵の実戦投入問題—フランス革命期の「国民軍」形成に関する一考察—」、一橋論叢、第一三三巻、第六号、二〇〇五年を参照。
- 十五 例えば、古参と呼ばれる六十歳以上の市民の部隊は、十月十四日法第二節三十一条では、連盟祭のような公的行事のみに参加することとされていたが、のちの一七九二年六月六日法で古参兵部隊の有用性を認め、五十歳以上の市民でも熟練兵部隊で活動できるようにと緊急に定めた。*Loi relative aux Vétérans de la Garde nationale*, Archives départementale de l'Hérault, Série L 1704.
- 十六 *A.P.*, tome 38, p.466.
- 十七 *A.P.*, tome 38, p.518.
- 十八 例えば、モンペリエ、ユイストリクトの執行部総代、ルイ・バヴェは、三月八日、県執行部から二月二十八日付け内務大臣書簡を受け取り、県執行部総代のユエパンに返事を書いている。Archives départementales de l'Hérault, Série L 1744.
- 十九 当時の行政組織については、Godechot, Jacques, *op. cit.*, p.91-112.
- 二十 *A.P.*, tome 31, p.630.
- 二十一 *A.P.*, tome 38, p.518.
- 二十二 *Ibid.*
- 二十三 先に取り上げた、モンペリエディストリクトの執行部総代、ルイ・バヴェは、県の執行部総代に次のように報告している。「モンペリエディストリクトのどの市町村も登録簿のディストリクトへの送付を命じた同法十一条を実行していません。」Archives départementale de l'Hérault, Série L 1744. 名簿の作成は困難だったようだ。なお、登録簿はモンペリエ市文書館で見ることが出来る。それは、七つの地区に分けて作成された。たとえば、ブート

ンネ地区登録簿には「レイモン・トマ、音楽家、五十五歳、ランク百五十六番地」また、おそろくは、彼の息子であろう、「シャルル・トマ、音楽家、十八歳、ランク百五十六番地」のように、「氏名、職業、年齢、番地が記されている」。Section Boutomet Registre des Citoyens de celle section Inscrits pour le service de la Garde Nationale En Conformité de la loi du 14 octobre 1791, Archives Municipales de Montpellier, IH132.」の登録簿の整理分析は今後の課題である。

二十四 A.P., tome 31, p.627.

二十五 A.P., tome 31, p.628.

二十六 Ibid.

二十七 Ibid.

二十八 例えば、シオルジュ・カロは次のような例を挙げている。「セヴェンヌでは、十月十四日法にもとづく、国民衛兵の再編成が、多くのカトリックに、彼らの待ち望んでいたプロテスタント将校を排除するための機会を与えた。」CARROT, Georges, *op. cit.*, p.129. また、ロジェ・デュピュイは、「国民衛兵は、その名称として法による規定にもかかわらず、地方の政治的現実を密接に反映しつつ、絶えず揺れ動いていたのが実態であった。」と述べている。DUPUY, Roger, "Gardes nationales" l'article dans le *Dictionnaire historique de la Révolution française*, par SOBOLU, Albert, PUF, 1989, p.492.

二十九 竹村厚士、前掲書、八三頁。

三十 同上。

三十一 このような観点は、二〇〇五年に開催された国民衛兵をめぐる研

究集会でもはつきりと提起されている。それは、研究集会の成果を集めた次の論文集のタイトルからも伺える。『国民衛兵 国家と武装した民衆、神話と現実 一七八九年から一八七一年まで』*La Garde nationale entre nation et peuple en armes Mythes et réalités, 1789-1871*, sous la direction de Serge BIANCHI et Roger DUPUY, PUR, 2006. 今後の「国民衛兵研究は、この研究集会の成果を十分に検討し行われなければならない。」

三十二 第五節十六条にはつぎのようにある。「この会議は、国民衛兵が実施できる唯一の会議であり・・・部隊内の規律について話し合う。」

A.P., tome 31, p.631.

三十三 A.P., tome 31, p.629.

三十四 竹中幸史、『フランス革命と結社 政治的ソシアリティによる文化変容』、昭和堂、二〇〇五年。なお、巻末の索引には、国民衛兵もみられるが、三五回以上にわたって言及されている。竹中幸史はクラブの設立数の地域ごとの格差について述べている。その「原因については、選挙の投票結果や地理的条件、国民衛兵設置、経済構造などが考えられてきたが、そうした条件とクラブの数は必ずしも一致しない」としているものの、それは、あくまでクラブ研究という目的からみればそうなのであって、国民衛兵の存在とクラブの関係は、集会を禁止された国民衛兵にとって、クラブという場が、政治意見表明の場となったかもしれないことは、十分に考えられる。括弧内引用は、前掲書、六十頁。

三十五 タケットの研究は、谷川稔によって「二つのフランス」というフ

ランス史像を敷衍するために次の著書で詳しく解説してある。谷川稔、『十字架と三色旗 もうひとつの近代フランス』、山川出版社、一九九七年、四一頁から四九頁。また、このような多様なフランスを生み出す背景となった原因を、エマニュエル・トッドは、家族制度とイデオロギーの関係を見るが、トッドもまた、タケツトの研究を利用している。エマニュエル・トッド、石崎晴巳訳、『新ヨーロッパ大全Ⅰ』、藤原書店、一九九二年、二六一頁から二八三頁。